

生徒の死亡にかかる調査委員会の委員報酬等に係る 公金支出金返還請求訴訟の控訴審判決について

1 概要

東広島市の設置した「生徒の死亡にかかる調査委員会」（以下「調査委員会」という。）は、地方自治法第138条の4第3項所定の「附属機関」に該当するにもかかわらず、法律又は条例に基づくことなく設置されたものであり、その調査委員会の委員に対して報酬及び費用弁償を支払ったことは違法な財務会計であるとして、「東広島市長に対し、851,280円及びこれに対する支出日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を請求せよ。」等の訴えが提訴され、本市は、本件訴訟は適法な監査請求を経ていない不適法なものであるなどと主張して争った。

原判決は、控訴人らの行った監査請求は、地方自治法所定の監査請求期間を徒過して行われたものであり、徒過したことに正当な理由が認められず、適法な監査請求を経ていない本件訴えは不適法なものであるとして却下したが、これを受けて控訴人らが控訴したものである。

2 経緯（■は監査請求関係、□は前回訴訟関係、◇は今回控訴関係）

平成27年

- 5月21日 原告2名及び訴外1名から、訴訟と同趣旨の住民監査請求書が提出。
- 6月1日 東広島市監査委員は、「本請求はすでに1年を経過しており、相当の注意力をもって調査をしても当該行為を知ることができなかったという『正当な理由』は認められない。」として監査請求を却下。
- 6月30日 原告2名が広島地方裁判所に提訴。
- 9月2日 第1回口頭弁論。以下、計4回の口頭弁論。

平成28年

- 4月27日 広島地方裁判所より、判決の言渡し。
- ◇ 5月9日 控訴人らが広島高等裁判所に控訴。
- ◇ 9月8日 第1回口頭弁論。
- ◇ 10月20日 広島高等裁判所より、判決の言渡し。

3 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

第26回東広島市生涯学習フェスティバル・第18回東広島健康福祉まつりについて

- 1 実施日時 平成28年11月5日(土) 10:00~16:30
11月6日(日) 9:30~15:30
- 2 実施会場 東広島運動公園体育館 ほか
- 3 来場者数 20,500人 (11/5 8,500人、11/6 12,000人)
うち中央図書館の来館者数 3,000人 (11/5 1,500人、11/6 1,500人)

【来場者数の推移】

開催年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
来場者数	21,100人	25,700人	22,700人	26,200人	20,000人

4 実施イベント

(1) 第26回東広島市生涯学習フェスティバル(参加団体:154)

- ① 屋内での展示(地域別活動発表展、ボランティアゾーン、消費生活展、一般展示)
- ② メインステージ(総合開会式、各種団体・グループ等による活動成果発表)
- ③ 武道場(ニュースポーツ体験、親子創作教室、障害者スポーツ体験など)
- ④ ロビーコンサート(各種団体・グループ等による活動成果発表)
- ⑤ 屋外(飲食ブース、手しごと市、献血、移動図書館車の展示など)

(2) 第18回東広島健康福祉まつり(参加団体:78)

- ① 屋内での展示(活動紹介・福祉体験・健康測定・パネル展示)
- ② 屋外(飲食ブース、野菜加工品販売、赤十字活動紹介など)

第32回東ひろしま新春駅伝競走大会の開催について

1 主 催

東ひろしま新春駅伝競走大会実行委員会

2 共 催

東広島市、東広島市教育委員会、東広島市体育協会

3 主 管

東広島市陸上競技協会、東広島市スポーツ推進委員協議会

4 後援（予定）

（一社）東広島青年会議所、中国新聞、プレスネット、FM東広島89.7MHz
KAMONケーブルテレビ

5 日 時

平成29年1月7日（土） 開会式 9時15分 出発 10時

6 会場・コース

アクアパーク（東広島運動公園）陸上競技場発着
郷曾・田口周回コース（6区間 約20km）

7 部 門

コミュニティの部、学生の部、一般の部、中学校の部、女子の部

8 参加料

1チーム2,500円（ただし、中学生のチームは無料。）

9 表 彰

- (1) 各部門とも3位以内入賞チームには賞状及びトロフィー、6位以内入賞チームには賞状を授与する。
- (2) 各部門とも区間優勝者には、区間賞として賞状及びトロフィーを授与する。
- (3) 各部門とも優勝チーム監督には、監督賞を授与する。
- (4) 各部門とも優秀選手には、トロフィーを授与する。
- (5) 参加チームには参加賞を授与する。

(仮称) 東広島市立美術館基本設計業務設計者の決定について

平成28年6月1日に公示をした(仮称)東広島市立美術館基本設計業務公募型プロポーザルについて、応募のあった15者のうち1次選定審査を通過した5者による公開ヒアリングを平成28年9月20日に実施し、東広島市美術館建設設計者等選定審査委員会において設計者を特定しました。

1. 決定までの経緯

年月日	内容
H28.6.1	(仮称)東広島市立美術館基本設計業務公募型プロポーザルの公示
H28.7.7	東広島市美術館建設設計者等選定審査委員会による1次選定審査を実施し、応募者15者のうち公開ヒアリングを行う5者を決定
H28.9.20	(仮称)東広島市立美術館基本設計業務公募型プロポーザル公開ヒアリングを実施し、同日、東広島市美術館建設設計者等選定審査委員会において設計者を特定
H28.10.17	香山・大旗(仮称)東広島市立美術館設計共同体と契約
H28.10.18	東広島市HPにおいてプロポーザル結果の公表

2. 契約について

契約者：香山・大旗(仮称)東広島市立美術館設計共同体

契約日：平成28年10月17日

契約金額：¥28,080,000-〈税込み〉

3. (仮称) 東広島市立美術館基本設計業務公募型プロポーザル結果の詳細

東広島市HPにおいて公開

<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/site/kouzinyuusatu/bijutsukankekka.html>

4. 美術館整備の概要

1. 建設予定地 東広島市西条栄町9-1外、約1,800㎡
2. 建設費 約16億(延床面積：約2,500~3,000㎡程度、設計管理業務費等を含む)
3. 整備スケジュール(予定)

平成27年度	基本構想・基本計画の策定
平成28~29年度	基本設計、実施設計
平成30~31年度	建設工事
平成31~32年度	枯らし期間
平成32年度	開館